

2 議会運営委員会における秋山文和議員の質疑

〈2017年6月19日〉

委員長

去る6月12日の議運で自民委員から発言のあった、議第8号議案「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置の一層の強化を求める決議」及び議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」についてである。

まず、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

石川委員

議第9号議案について、2点確認したい。1点目は、全ての経費の負担を受け入れないとの趣旨ではなく、5月31日に行われた関係自治体等連絡協議会における協議を踏まえた上で、県内が試合会場となり、その開催に関わる人件費等、通常の経費は認めないわけではないということによいか。

2点目は、開会日に提案する理由について、考え方を確認したい。

本木委員

1点目についてであるが、通常の経費については、負担すべきものと考えている。2点目についてであるが、関係自治体等連絡協議会における4者合意において、大会関係経費のうち、割り振られていない350億円程度は、立候補ファイルを基本として今後整理・精査していくこととされた。そのため、大会組織委員会や東京都との整理・精査の進む前に、早期に本県議会としての意思を表明する必要があると考え、本日の提案に至ったものである。

秋山委員

私も提案者に名を連ねているが、我が会派は、意見書や決議は全会派一致を目指すべきものと考えているため、提案者からの削除をお願いする。

委員長

秋山委員に申し上げる。今配布されている議第9号議案には、秋山委員も提案者として名を連ねているが、削除することによいか。

秋山委員

提案者からは削除するようお願いする。

委員長

委員の皆様へ申し上げる。ただ今、秋山委員から申出があり、議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」の提案者から削除されたいとのことであるが、削除することによいか。

〈了承〉

野本委員

先ほどの石川委員の発言にある、通常の経費の負担は受け入れて構わないという部分だが、オリンピック等の開催に係るもので通常の経費というものではなく、それは負担できない。

石川委員

先ほどの質問の趣旨であるが、今回の決議は、全ての経費の負担を認めないわけではないと受け止めている。例えば、競技会場となる市に県の職員が出向くということで人件費はかかり、多言語の表示をするのに県がある程度負担しなければならぬこともあると思われる。

そういった部分は、決議の趣旨から除かれるということを確認させていただいたものである。

野本委員

今回の決議の趣旨は、オリンピックと冠の付く出張は駄目だというものである。オリンピックの「オ」の字が付くものに、通常の経費というものはない。オリンピックに関する経費と通常の経費とをどう分けるか、線引きを行うものである。オリンピックに関する経費だからといって、埼玉県予算を膨らませることは駄目だという趣旨である。現在の状況においては、大会組織委員会と東京都と開催県だけで通常の範囲とはここまでだということを調整し、埼玉県が負担する経費が膨らんでいく可能性がある。これに歯止めを掛けるため、今回決議をするものである。このような経費を認めた場合、地方自治法上及び地方財政法上の疑義が生じるため、決議を出した。我々の考え方として、通常の経費というものは当然負担するが、オリンピックに係る経費かどうか、きちんと線引きを行っておくべきだという話である。

石川委員

経費が膨らまないようにするためという趣旨は理解している。ただし、先ほども申し上げたとおり、人件費等、埼玉県が負担することも致し方ない部分もあると考えている。

野本委員

原理原則ということを知事が強調されているが、この原理原則というのは、オリンピックの組織委員会の中で決めた原理原則である。我々が守るべきは地方財政法上の原理原則である。そういったことを、きちんと線引きしようという話である。例えば、オリンピックにした関連した出張や人員の派遣といったことには、きちんと歯止めを掛けようという決議である。

石川委員

出張や人件費に関する経費も出さないということか。

野本委員

通常の人件費というのは、通常の行政上、一般の県の行政運営に係る経費である。

石川委員

提案者に確認させていただきたい。職員の派遣に関する経費の負担も認めないということによいか。

野本委員

オリンピックに関する派遣については、認めない。

木下委員

オリンピックの開催運営に関する経費については、原則どおり東京都や組織委員会が負担し、通常の、埼玉県が行う行政として、例えばバスケットボールや自転車競技の世界大会を開催する際、警備のために警察官を配置することに要する費用といった、他の大会と同様、行政が通

常負担する費用については当然負担するが、オリンピックの大会運営に関することは、しっかり組織委員会と東京都が責任を持って負担すべきということによいか。

野本委員

そういうことである。重ねて申し上げれば、ラグビーワールドカップに関する事務というのは、開催県として、埼玉県は自治事務ということになるが、オリンピックは開催都市として、東京都の自治事務として処理すべきものである。このため、埼玉県が、オリンピックの「オ」の字が付くものについて、拡大解釈すべきでない。

小谷野委員

担当課がきちんと処理すべきものである。それ以外のものについては、野本委員が言われたように、やるべきではない。

木下委員

今、担当課という話があったが、例えば、オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、県が自主的に観光開発や気運醸成に関する取り組みを行うことは構わないが、大会運営に係るものは、絶対に組織委員会と東京都が負担すべきであり、そこはしっかり守るべきとの決議ということによいか。

小谷野委員

先ほど担当課が処理すべきと申し上げたのは、東京都が本来処理すべきオリンピックに関する業務を埼玉県が受けることは駄目ということである。

木下委員

仮に東京都からオリンピックに関する業務の委託を埼玉県が受けた場合は、それに係る経費をしっかりと東京都から受け取るべきである。原則を守るべきである。

石川委員

既に提案者に名前が記載されているので、会派として結論を出すため、協議させていただきたい。休憩を願う。

秋山委員

オリンピック以外の世界大会を埼玉県で開催する際、埼玉県が警備等の経費を負担しているが、今度のオリンピック開催に係るそのような経費を負担するのは駄目ということか、そうではないのか。

野本委員

そのような負担は受け入れないということで整理していきたいと考えている。埼玉県で競技は実施されるが、開催都市はあくまで東京都である。

委員長

石川委員に申し上げる。これまでの議論を踏まえ、会派として提案者からは離脱するということか。

石川委員

離脱するとは言っていない。もう少し、会派内で協議をしたいということである。

委員長

離脱する可能性もあるということか。

石川委員

その可能性も否定できない。

田村委員

今回の決議は、埼玉県の自治事務は埼玉県が責任を持って処理し、東京都の自治事務は東京都がしっかりやってくださいという話である。その線引きをしっかりやりましょうという確認の意味の決議である。

石川委員

それを踏まえた上で、会派内で協議させていただきたい。

委員長

暫時、休憩する。

石川委員

もう一度、議第9号議案における通常の経費の考え方について、提案者から説明していただきたい。

本木委員

通常の経費とは、埼玉県の自治事務の範囲内である。例えば、オリンピック・パラリンピック課の事務分掌において支出される経費は、通常の経費と考えている。

委員長

石川委員、提案者の変更はなしということでよいか。

石川委員

はい。

委員長

議第9号議案については、皆様のお手元にお配りした議案のうち、提案者名から秋山委員の名前を削除した形で本会議に提出するというところでよいか。

<了承>

〈2017年6月26日〉

委員長

発言通告書についてであるが、公明委員から発言を求められているので、これを許す。

権守委員

15番金子正江議員の発言通告書を、13時に開会された議場で初めて拝見した。そこには、「1 知事の政治姿勢について」の中に、「(2) 内心を処罰する違憲立法＝共謀罪法は廃止すべき」とある。この表記はおかしいものである。共謀罪法という名称の法律は日本にはなく、極めて不穏当な表現である。法律の正式名称は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」である。百歩譲っても、省略しての名称は「改正組織犯罪処罰法」である。したがって、15番金子正江議員の発言通告書にある「共謀罪法」については、法律の正式名称又は「改正組織犯罪処罰法」のいずれかとすることを求める。また、質問の中で使用する法律名も、同様とすべきである。もし、「共謀罪法」というまやかしの不穏当な呼称が、本埼玉県議会の一般質問に使用されるとすれば、歴史的公文書である埼玉県議会会議録に永遠に残されてしまい、埼玉県議会の見識と品格が問われるものである。埼玉県議会の歴史に大きな禍根を残すことのないよう、法律の正式名称もしくは「改正組織犯罪処罰法」という表記に変更して一般質問を行うよう、金子正江議員に求めるものである。

委員長

ただ今の発言について、御協議をお願いします。

秋山委員

「共謀罪」という名称は、日本経済新聞や東京新聞の報道においても使用されている。その中には、法学者のコメントが掲載されているものもある。また、日弁連からも、「いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に関する会長声明」というものが出され、「共謀罪」という言葉が使用されている。さらに、知事が記者からの質問に対し、「共謀罪に関するテロ等準備罪と言われているところではありますが」と答えている。この法律は、国論を二分しているものであり、その中で、金子議員の質問は、多数の世論を代表する、一定の根拠のあるものである。このような背景がある中、提出した発言通告書を変更しろということは、それこそ議会運営に関して汚点を残すものである。また、石渡議員が「不穏当」として動議を出されたが、何が「不穏当」なのかという説明もされず、議長が採決したことも、議会運営として必要な公平・公正さを欠いていると思われる。我々としては、協議した上でこのまま一般質問させていただくこと以外の結論は考えられない。

田並委員

手続として、議長宛てに発言通告書を出し、許可されたものに対して動議を出すのはいかなものか。また、正式名称が望ましいということは理解できるが、表現の自由の問題や、通称としての「共謀罪」という名称は、県民にも一定程度浸透しており、これが直ちに「不穏当」という指摘は当てはまらないのではないかと。我が会派としても、この動議には反対する。

田村委員

委員長、整理してもらいたい。先ほどの本会議で出されたのは、休憩の動議である。発言通

告書の訂正を求める動議ではない。委員も勘違いされているのではないか。

田並委員

「発言通告書」と記載されているが…。

田村委員

これは議会運営委員会の協議事項である。本会議では休憩の動議が出されたので、我々も賛成した。今の秋山委員と田並委員の発言は、発言通告書の変更を求める動議を出したと誤解されていると思われる。発言を訂正していただきたい。

秋山委員

休憩動議そのものが異例である。一般質問が始まる前にいきなり出された場合、質問者だけでなく、傍聴人にも影響が及ぶものである。

田村委員

議論の内容が間違っている。委員長、整理していただきたい。

委員長

先ほど秋山委員から発言のあった、「不穏当として動議が出された」ということについてだが、本会議においては休憩の動議が提出され、所定の賛成者があり、議長が認め、休憩の動議が可決されたため、議運が開かれている状況である。

野本委員

秋山委員の発言において、「異例である」との表現があったが、休憩の動議が出されるという

ことは決して異例なことではない。

田村委員

議運での協議事項と、本会議での事象を混同しないよう、委員長に整理していただきたい。

委員長

本会議における動議は、休憩を求める動議であり、議運において、先ほど公明委員から、動議を出すに至った理由の説明があったものである。

野本委員

議長の議事進行に口を挟むとは、全く余計なことである。

秋山委員

本会議において、休憩の動議が可決されたということは理解した。しかし、一般質問を行うに際し、議運において順番を決定し、議長に発言通告書を提出し、議長の許しを得たので登壇し、質問しようとしたところで休憩が入ってしまった。このような議会運営の前例はあるか。

田村委員

議長の議事整理権の下で本会議の運営は行われている。それだけのことである。

秋山委員

このような前例はあるのか。

野本委員

事務局は答える必要ない。

委員長

秋山委員に申し上げる。休憩の動議が提出され、議長の議事整理権において動議が成立した以上、議長はそれを諮らざるを得ないものであり、これに関して良いか、悪いかということは、議運の場において議論するものではない。

田村委員

委員長、休憩をお願いします。

委員長

暫時、休憩する。再開時間は、追って連絡を行うものとする。

(休憩したまま、当日の委員会は散会した。)

〈2017年6月27日〉

委員長

金子正江議員の発言通告書についてだが、この件については、昨日の議運において御協議いただいたところだが、関係会派の調整が整わず、議運、本会議とも再開できずに会議時間を過ぎることとなった。

そこで、議長においては、各議員に本日の開議の通知をいただいたところである。まず、金子正江議員の発言通告書について、昨日に引き続き御協議をお願いします。

権守委員

昨日も申し上げたとおり、金子正江議員の一般質問における発言通告書の項目に「共謀罪法」とあるが、「共謀罪法」という法律は存在しない。一般質問に当たり、言論の場である議会においては、正確な名称を用いるべきである。正式名称である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が長くて分かりづらいというのであれば、せめて、一般的に通用する略称として「改正組織犯罪処罰法」と記載すべきである。仮に、「共謀罪法」という文言を使用するならば、「改正組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪法」と記載するか、新聞報道の際にも使用されているように、かぎ括弧付きの「共謀罪法」とするべきである。本日の新聞各紙もそのようになっている。それが常識である。そうした配慮もなく、単に「共謀罪法」と記載することは、看過できない。

そもそも、さきに成立した「改正組織犯罪処罰法」は、過去の廃案となった法案と名称も本身もイコールではない。私たちは、この当たり前のことを指摘し、御協議をお願いしたいだけである。

また、日本は法治国家である。法律に反対を表明するのは自由であるが、意図的に本来とは

異なる名称を使用することで、成立した法律そのものを否定することは、国家秩序の根幹をなす法治主義を否定することとなりかねない。是非とも御理解、御協力を頂いた上で引き続き御協議をお願いしたい。

秋山委員

今の権守委員の話は、正式名称を使用すべきということであった。しかし、地球温暖化防止のための「パリ協定」など、略称で世間に広く通用するということがいくらかでもある。むしろ、正式名称の方が分かりにくい場合もある。本日の東京新聞では、県議会の様子を報道した紙面の下に、学者などが「共謀罪」について批判したとの記事が掲載されている。世間では、「共謀罪」という表現が常識である。広く国民にも通用しているということは明らかである。略称がいけないということで正式名称を用いた結果、通告文書がいたずらに長くなることは避けるべきである。

もう1つ申し上げたい。議会情報ネットワークにおいて、発言通告書がアップされ、第1稿、第2稿とそれぞれの項目が修正を重ねながら確定していくプロセスが県民にも公開されている。明日28日に行われる、公明党の萩原議員の発言通告書も掲載されている。このプロセスを見ると、同じように議長は「共謀罪法」と記載された発言通告書を受け付けている。これを、一会派の思わくにおいて、修正するように押し付けるのは、議長の権限を侵すものである。

委員長

秋山委員に申し上げる。ただ今発言のあった議会情報ネットワークは、広く県民に公開されるものではなく、あくまで議員及び議会事務局職員の中において公開されているものである。

秋山委員

了解した。このように、議長の了解を得て議会内では公開されているものを、一般質問を行う際にいちいち修正に応じていたら、果てしなく時間がかかってしまう。それこそ、埼玉県議会の汚点となってしまいうため、「共謀罪法」のまま、一般質問させていただくものとしたい。

権守委員

秋山委員からお話があったが、我が会派としては、あくまで適切な略称で表記することを求めているのであり、わざと正式でない名称を使用するというのは、何か別の意図があるのではないかとさえ思ってしまうものである。法律を否定したいのであれば、このような手段を用いることなく、正々堂々と議事堂において訴えるべきである。我々としても、質問自体を制止しているわけではない。議事録に残る公式文書には、正式な名称を使用していただきたいということを主張させていただいている。

秋山委員

何でもかんでも正式名称を使用すべきという主張は通用しない。当然、発言に当たっては、適切に行うよう考慮した上で行っており、他の会派に御心配いただく必要はない。

権守委員

正式名称でなくとも、適切な略称を使用すべきと主張している。

委員長

種々御意見はあるようだが、限られた会期中で、これ以上議事予定事項を停滞させることは望ましくないと考える。については、本日の一

般質問を予定どおり行わせていただきたいと思います
うが、御異議ないか。

<異議なし>

委員長

御異議なしと認め、さよう決定した。

なお、発言通告書に係る協議のため、次回議
運は一般質問1人目終了後とすることで、御了
承願う。

<了承>

委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事
日程を配布させる。

<事務局が資料を配布>

委員長

金子正江議員の発言通告書についてだが、何
か御意見はあるか。

権守委員

先ほど休憩中に新聞赤旗の記事を拝見させて
いただいた。そこに掲載されている記事では、
かぎ括弧付きで「共謀罪法」と掲載されている。
また、ホームページにおいても、同じくかぎ括
弧付きで「共謀罪法」と表記されている。党中
央の書き方の指示に従う必要があるのではない
か。こうした常識的な配慮がされているという
ことを申し添えさせていただく。

秋山委員

そのような点に、地方の我々が一律に拘束を
受けるということはない。発言通告書の確定に

については、先例集122にあるとおり、平成6
年3月22日の議運決定により、発言日の2日
前までとされている。過去2回の緊急質問にお
いても、発言通告書は事前に提出がされている。
したがって、発言通告書は、議長によって受け
付けられ、確定しているものである。他会派か
ら意見があったとしても、それに従わなければ
ならないものでもなく、確定したことについて、
削除することということほとんどないことであ
る。

なお、金子議員からは、一般質問は明日28
日の一般質問3人目終了後に行いたいという希
望を有していると伺っている。

委員長

協議が整わないようであるので、現在、提出
されている金子正江議員の発言通告書に基づき、
一般質問を行うことでよいか。

<了承>

権守委員

公明党としても、議事を進行させることにつ
いては、了承する。しかしながら、本来、発言
通告書に法律名を記載するのであれば、正式名
称若しくは適切かつ常識的な略称を用いるべき
であり、このことについて、強く申し添えさせ
ていただく。

委員長

なお、金子正江議員の一般質問については、
本日の一般質問3人目終了後とすることでよ
いか。

<了承>

秋山委員

何時に再開されるのか。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、13時でよいか。

委員長

開始時間については、準備ができ次第、直ちに再開させていただきたい。

<了承>

田並委員

一点確認させていただきたい。権守委員から発言のあった、発言通告書に記載する法律名は、正式名称若しくは適切な略称を使用するというのは、議運の決定事項ということか。

委員長

先ほどの発言は、意見を述べただけである。

委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

<事務局が資料を配布>

委員長

議事課長に説明させる。

<議事課長説明>

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月29日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

<了承>